

荒川区バリアフリー
交通安全特定事業計画
町屋駅・区役所周辺地区

令和8年2月
東京都公安委員会

**荒川区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「町屋駅・区役所周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、荒川区バリアフリー基本構想に即して、町屋駅・区役所周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道王子千住夢の島線	明治通り	荒川4丁目2番から南千住1丁目6番まで	東京メトロ千代田線 町屋駅 京成本線 京成町屋駅 都電荒川線 町屋駅前 荒川区役所前 荒川二丁目 荒川七丁目	荒川区役所本庁舎、荒川公園、荒川郵便局
2	主要地方道上野尾竹橋線	尾竹橋通り	町屋1丁目2番から荒川7丁目46番まで		
3	主要地方道上野尾竹橋線	尾竹橋通り	荒川3丁目65番から西日暮里1丁目6番まで		
4	特別区道荒42号線	ゆいの森通り	町屋2丁目2番から町屋1丁目19番まで		荒川町屋郵便局
5	特別区道荒42号線	ゆいの森通り	荒川1丁目1番から荒川7丁目5番まで		荒川山吹ふれあい館、荒川七丁目停留場、荒川二丁目停留場、荒川公園、サンパール荒川
6	特別区道荒97号線 特別区道荒116号線	藍染川通り	町屋1丁目36番から荒川7丁目41番まで		
7	特別区道荒44号線 特別区道荒262号線	荒川中央通り	荒川4丁目1番から荒川7丁目41番まで		
8	特別区道荒44号線		荒川6丁目5番から荒川7丁目23番まで		
9	特別区道荒162号線		荒川7丁目21番から荒川7丁目41番まで		イーストヒル町屋
10	特別区道荒290号線		荒川7丁目50番から荒川7丁目49番まで		町屋駅前停留場
11	特別区道荒43号線		荒川2丁目41番から荒川7丁目17番まで		アクロス荒川
12	特別区道荒45号線		荒川7丁目23番から荒川7丁目18番まで		町屋文化センター
13	特別区道荒185号線		荒川2丁目17番から荒川2丁目8番まで		荒川区北庁舎、荒川区がん予防・健康づくりセンター

14	特別区道荒 104 号線	千住間道	荒川 1 丁目 32 番から 南千住 1 丁目 44 番まで	東京メトロ 千代田線 町屋駅 京成本線 京成町屋駅 都電荒川線 町屋駅前 荒川区役所前 荒川二丁目 荒川七丁目	荒川区役所前停留場
15	特別区道荒 72 号線		荒川 3 丁目 1 番から 荒川 1 丁目 53 番まで		荒川区子ども家庭総合 センター、峡田ふれあ い館、あらかわエコセ ンター、たんぼぼセン ター
16	特別区道第 213-1 号線	荒川 仲 町 通り	荒川 3 丁目 65 番から 荒川 3 丁目 4 番まで		ビック・エー荒川三丁 目店
17	特別区道荒 49 号線		荒川 2 丁目 16 番から 荒川 1 丁目 13 番まで		
18	特別区道荒 276 号線		荒川 1 丁目 13 番から 荒川 1 丁目 11 番まで		
19	特別区道第 128 号線		荒川 1 丁目 13 番から 荒川 8 丁目 16 番まで		荒川八丁目公園
20	特別区道第 132 号線		荒川 8 丁目 25 番から 荒川 8 丁目 2 番まで		荒川八丁目南公園
21	特別区道第 109 号線		荒川 1 丁目 17 番から 荒川 1 丁目 4 番まで		荒川東公園
22	特別区道荒 70 号線		荒川 3 丁目 32 番から 荒川 3 丁目 32 番まで		
23	特別区道第 216 号線		荒川 3 丁目 22 番から 荒川 3 丁目 33 番まで		荒川三丁目公園
24	特別区道第 215-1 号線		荒川 3 丁目 50 番から 荒川 3 丁目 49 番まで		生涯学習センター
25	特別区道第 176 号線		荒川 2 丁目 17 番から 荒川 2 丁目 18 番まで		荒川二丁目南公園
26	特別区道第 167 号線		荒川 7 丁目 26 番から 荒川 7 丁目 7 番まで		
27	特別区道第 145 号線		町屋 1 丁目 35 番から 町屋 1 丁目 35 番まで		町屋ふれあい館

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
14	特別区道荒 104 号線	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 7～12 年度

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済）	令和 7～12 年度 (継続的に実施)

<p>(2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済）</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車行為の防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 の指導取締りの実施</p> <p>(2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施</p> <p>(3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施</p>	
---	--

（注1） 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

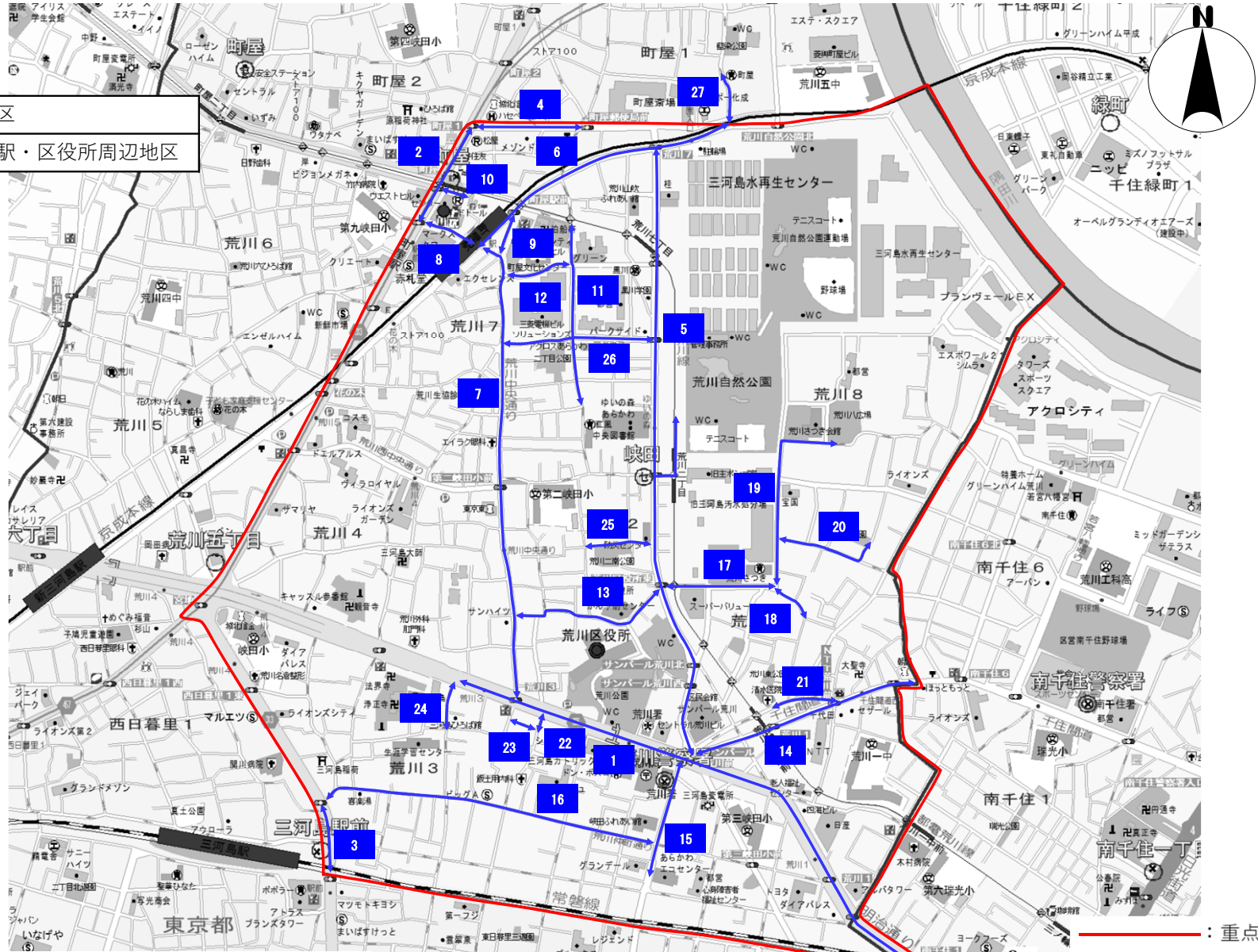
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	荒川区
重点整備地区名	町屋駅・区役所周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

- 重点整備地区
- 道路の区間 (生活関連経路)